

注釈民法
(23)

親
族
(4)

§§
818
~
881



編集代表

中川善之助・柚木 馨・谷口知平
於保不二雄・川島武宜・加藤一郎

注 釈 民 法

(23)

親 族 (4)

親 権・後 見・扶 養

§§ 818～881

於保不二雄

編 集



有 斐 閣

著作権所有



注釈民法(23) 親族(4)

昭和44年8月15日 初版第1刷発行
昭和57年1月30日 初版第9刷発行

定価 3,200円

編 者 於保不二雄

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2～17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座 東京 6-370番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印	刷	内 外 印 刷 株 式 会 社
製	本	新 日 本 製 本 株 式 会 社
本	文 用 紙	王 子 製 紙 株 式 会 社 春 日 井 工 場
タ	ロ	東 洋 ク ロ ス 株 式 会 社
	ス	ダ イ ニ ッ ク 株 式 会 社

© 1969, 於保不二雄. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-01623-2

切 取 線

注釈民法
(23)

親族(4)

第17回配本

別巻・総索引



引換券

切
取
線

全巻予約申込の方に完
結後本券26巻分一揃と
引換えに贈呈致します

本 卷 執 筆 者

明 山 和 夫	大阪女子大学教授
太 田 武 男	京都大学名誉教授
於 保 不 二 雄	京都大学名誉教授
久 貴 忠 彦	大阪大学教授
中 川 淳	広島大学教授
宮 井 忠 夫	元同志社大学教授
山 本 正 憲	岡山大学教授

(50音順)

は し が き

本巻は、民法第4編の6章のうち、第4章親権・第5章後見・第6章扶養の後半の部分にあたる。本巻の編集は、もと柚木馨先生の担当であった。先生が逝去されたために私が引き継ぐことになった。先生が存命であればもつと早く完成していたと思われるが、遅くなつて申しわけない。先生のご冥福をお祈りする。

本巻の編集にあたっては、特に太田先生に相談し執筆者の委嘱その他につき格別の配慮をいただいた。また、ご執筆の諸先生方には公私にわたつてご多忙であるにもかかわらず心よく引き受けていただきまことに感謝にたえない。前2章の部分の原稿はすでに昨年2月初めから5月半ばまでに全部揃つていた。ただ、扶養の章を担当していただいた西原道雄先生には種々のご支障があり最後には学園紛争のため断念していただくことになつてまことに遺憾にたえない。最初の原稿をあくまで1年以上経過したため、編集責任上、急遽、太田・明山両先生にご無理をお願いし、わずか2月たらずの間に扶養の章を執筆していただいた。両先生には重ね重ねのご迷惑にたいし心からお詫び申しあげる。いずれにしても私の編集上の不手際から本巻の完成が遅れたことは、執筆の諸先生方をはじめ有斐閣ならびに読者諸賢に対しご迷惑をかけてまことに申し訳なく深くお詫びする。ただ、学園紛争のさ中に編集を了えたことにわずかに慰めを感じる。

昭和44年5月31日

於保不二雄

凡 例

◇関係法令

関係法令は、昭和43年5月1日現在によつた。

◇民法の法文

民法の条文は厳密に原文どおりとした。ただ、用字は新字体を採用した。なお、各条文には、その内容を明瞭にするため、それぞれ見出しをつけた。

◇対照・比較条文

各条文のつぎには〔対照〕欄および〔比較〕欄をもうけて、前者では旧法の該当条数を掲げ、後者ではフランス民法、ドイツ民法、スイス民法の該当条数を掲げて、研究の便宜をはかつた。その他の立法例については、本文中において必要なかぎり言及することとした。

◇文 献

文献は、研究の便宜のため、おおむね条文あるいは条文内の項目ごとに〔文献〕欄をもうけ、戦前・戦後を通じてかなり詳細に掲げることとした。戦後の文献は、昭和43年3月末日までのものをなるべく網羅するようにつとめ、それ以後の文献も気のつくかぎり収録するようにした。また文献は、本文中に引用される場合を除き、邦文のものだけに限定した。

〔文献〕欄における掲載の順序は、検索の便宜のため、執筆者名の五十音順により、同一執筆者の数箇の文献については、原則として発表の年代順（論文集収録のものは収録の年代を併記）によつた。

◇条数等の表示

本文の上段（柱）には、各頁ごとにそれぞれ条数およびローマ数字による注釈番号を表示して、条数等による検索に役立つようにした。

◇参照条文および他の注釈の引用方法

参照条文および他の注釈の引用方法は、つぎのとおりである。

- （１）民法の条文は、単に数字のみをもつて示した。たとえば、12 I 1は民法12条1項1号。

その他の法令の条文は、法令名略語（後掲）および数字をもつて示した。たとえば、家審9 Iは家事審判法9条1項。

- （２）他の注釈を引用する場合には、一印を用いて、つぎのような方法をとつた。

すなわち、同じ条文内の他の注釈箇所を引用する場合には、→ I 1ア aのごとく、他の条文の注釈を引用する場合には、→ § 820 III 2ア aのごとし。

◇主な略語

(1) 法令

関係法令の略記については、特別なものを除いておおむね有斐閣版六法全書（昭和43年版）の「法令名略語」にもとづき、つぎのような略語を用いた。

家 審	家事審判法	人 保	人身保護法
家審規	家事審判規則	人保規	人身保護規則
学 教	学校教育法	障害福祉	身体障害者福祉法
戸	戸籍法	精 神	精神衛生法
児 手	児童扶養手当法	年 金	国民年金法
児 福	児童福祉法	母 福	母子福祉法
少	少年法	民 旧	民法親族編相続編旧規
少 院	少年院法		定（明治31・6・21法9）
人 訴	人事訴訟手続法	労 基	労働基準法

(2) 判 例

判例の引用にあたっては、つぎの略記法を用いた。

大判大 8・3・3 民録 25・356＝大審院大正8年3月3日判決、大審院民事判決録 25 輯 356 頁

大判昭 10・10・5 民集 14・1965＝大審院昭和10年10月5日判決、大審院民事判例集 14 卷 1965 頁

最判昭 31・12・20 民集 10・12・1581＝最高裁判所昭和31年12月20日判決、最高裁判所民事判例集 10 卷 12 号 1581 頁

東京高判昭 29・10・25 高民 7・11・901＝東京高等裁判所昭和29年10月25日判決、高等裁判所民事判例集 7 卷 11 号 901 頁

神戸地判昭 25・3・2 下民 1・3・319＝神戸地方裁判所昭和25年3月2日判決、下級裁判所民事裁判例集 1 卷 3 号 319 頁

東京家審昭 30・6・24 家月 7・8・70＝東京家庭裁判所昭和30年6月24日審判、家庭裁判所月報 7 卷 8 号 70 頁

昭 31・2・3 民事甲 194 号回答＝昭和31年2月3日民事甲 194 号法務省民事局長回答

その他の略語――

一審刑 第一審刑事判例集

刑 集	最高裁判所刑事判例集
刑 録	大審院刑事判決録
最近判	最近判例集
最 決	最高裁判所決定
最大判	最高裁判所大法廷判決
新 聞	法律新聞（戦前のもの）
大 決	大審院決定
大連判	大審院連合部判決
東京高民時報	東京高等裁判所民事判決時報
判 時	判例時報
判 タ	判例タイムズ

(3) 著 書

青木・戸籍	青 木 義 人	戸籍法（法律学体系コンメンタール篇）
青 山	青 山 道 夫	家族法論
有 泉	有 泉 亨	親族法・相続法（法律学講座）
市川・家審	市 川 四 郎	家事審判法概説
梅	梅 謙次郎	民法要義巻之四親族篇
太田・概説	太 田 武 男	家族法概説
奥 田	奥 田 義 人	民法親族法論
於保・親子	於保不二雄	親子—近代家族法の基礎理論—（法律学 大系・法学理論篇）
戒 能	戒 能 通 孝	社会生活と家族法
加藤・人訴	加 藤 令 造	実務人事訴訟手続法
川 島	川 島 武 宜	民法(三)
川島=来栖=磯田	川島武宜=来栖三郎=磯田進	家族法講義
小石・先例	小 石 寿 夫	先例親族相続法
近 藤	近 藤 英 吉	親族法講義要綱
島 津	島 津 一 郎	親族法（法学新書）
末 川	末 川 博	新版民法下の一
杉之原・判例	杉之原舜一	判例親族法の研究
谷 口	谷 口 知 平	親族法（新法学全書）
角 田	角 田 幸 吉	日本親子法論
外 岡	外岡茂十郎	親族法

外岡・概論	同	増訂親族法概論
外岡ほか・解説	外岡茂十郎ほか	家族法再改正解説（早大比較法研究所 紀要16）
中川	中川善之助	新訂親族法
中川〔昭和17年〕	中川善之助	日本親族法—昭和17年—
中川・大要	同	民法大要下（親族法相続法）
中川・注解	同 監 修	註解親族法
中川・注釈上, 下	同 編	註釈親族法上, 下
中川ほか・注釈	中川善之助=千種達夫=市川四郎=平賀健太	註釈親族法（ポケット註釈全書）
中島	中島弘道	民法親族相続法論
中島・釈義	中島玉吉	民法釈義
仁井田	仁井田益太郎	親族法相続法論
野上	野上久幸	親族法（コンメンタール叢書）
穂積	穂積重遠	親族法
松坂	松坂佐一	民法提要（親族相続法）
牧野	牧野菊之助	日本親族法論
葉師寺・概論	葉師寺志光	親族法概論
葉師寺・法論	同	日本親族法論下
柳川	柳川勝二	日本親族法注釈上
山木戸・家審	山木戸克己	家事審判法（法律学全集）
柚木	柚木馨	親族法
我妻	我妻栄	親族法（法律学全集）
我妻・改正解説	同	改正親族相続法解説
我妻=有泉	我妻栄=有泉亨	民法Ⅲ（親族法・相続法）
我妻=立石	我妻栄=立石芳枝	親族法・相続法（法律学大系コンメンタール篇）
我妻=唄	我妻栄=唄孝一	相続法（判例コンメンタール）
和田	和田于一	親族法論
和田・親子	同	親子法論
和田・後見	同	後見法

家全集・史論 穂積重遠=中川善之助編 家族制度全集第一部史論篇

I～V

家全集・法律 穂積重遠 = 中川善之助編 家族制度全集第二部法律篇

I～V

家大系 中川善之助教授還暦記念・家族法大系 I～VII

家族法の諸問題 穂積先生追悼論文集・家族法の諸問題

家族問題と家族法 中川善之助ほか編 家族問題と家族法 I～VII

権利の濫用 末川博先生古稀記念・権利の濫用

(4) 雑誌

雑誌の略記は、おおむね法律時報の文献月報の略語例に従い、つぎのような略語を用いた。

家月	家庭裁判所月報	綜法	綜合法学
九大法政	法政研究(九州大)	同法	同志社法学
金融法務	金融法務事情	調研紀要	紀要(家庭裁判所調査官 研修所)
ケース研究	ケース研究(東京家 庭裁判所家事事件研 究会)	日法	日本法学(日本大学)
神戸法学	神戸法学雑誌	判評	判例評論
国家	国家学会雑誌(東京 大学)	ひろば	法律のひろば
時報	法律時報	法学	法学(東北大学)
時法	時の法令	法協	法学協会雑誌
ジュリ	ジュリスト	法セ	法学セミナー
志林	法学志林	法タ	法律タイムズ
新報	法学新報	法論	法律論叢(明治大学)
		民商	民商法雑誌
		論叢	法学論叢

「注釈民法」刊行のことば

「注釈民法」全二十六巻は、わが国最初の大コンメンタールたることを期して計画された。

民法が市民間の法的紛争の妥当な調整ないしは解決を目的とするものである以上、個別的・具体的問題に対してあらかじめ的確な解答が用意され、それが随時参照しうる形で整理されていることが必要である。コンメンタールは、まさに、このような要請にこたえようとするものである。

大コンメンタールの刊行には、判例・実例・学説などの十分な蓄積が前提となる。わが国が従来大コンメンタールを欠いていたのは、わが国の法学の抽象的・観念的性格によるところが少なくなかつたが、それと同時に、近代私法の法的体験の乏しさに大きな原因があつたことを否定できない。このたび、われわれが「注釈民法」の刊行を企てたのは、法的体験の蓄積と民法学の発展により大コンメンタール刊行の期が熟したと判断したからにほかならない。

「注釈民法」は、わが民法の現行の姿を明らかにすることを直接の目的とする。したがつて、それは、判例に重きをおき、学説についても、その客観的状况を明らかにすることを期している。しかし、それが今後に役立つためには、将来へのよき展望をもつものでもなければならない。われわれは、そのような理想的なコンメンタールをめざして努力したつもりである。

このような大コンメンタールの刊行には、多数の人々の協力が必要である。われわれは、全国の研究者の方々から、本書の編集と執筆について大きな協力をいただいた。また、有斐閣は非常な熱意をもつてこの出版につくしている。ここにそれを記して厚く感謝の意を表したい。

昭和 39 年 11 月

「注釈民法」編集代表

中 川 善 之 助
袖 木 馨
谷 口 知 平
於 保 不 二 雄
川 島 武 宜
加 藤 一 郎

注 釈 民 法 全26巻

編集代表 中川善之助, 柚木馨, 谷口知平, 於保不二雄, 川島武宜, 加藤一郎

第 1 巻	総 則 1	1 条~32 条の 2 通則・人	谷 口 知 平編
第 2 巻	総 則 2	33 条~89 条 法人・物	林 良 平編
第 3 巻	総 則 3	90 条~98 条 法律行為 I	川 島 武 宜編
第 4 巻	総 則 4	99 条~137 条 法律行為 II	於保不二雄編
第 5 巻	総 則 5	138 条~174 条の 2 期間・時効	川 島 武 宜編
第 6 巻	物 権 1	175 条~179 条 物権総則	舟 橋 諄 一編
第 7 巻	物 権 2	180 条~294 条 占有権・所有権・用益物権	川 島 武 宜編
第 8 巻	物 権 3	295 条~368 条 留置権・先取特権・質権	林 良 平編
第 9 巻	物 権 4	369 条~398 条の 22 抵当権・譲渡担保	柚 木 馨編
* 第 10 巻	債 権 1	399 条~426 条 債権の目的・効力	於保不二雄編 奥 田 昌 道編
第 11 巻	債 権 2	427 条~473 条 多数当事 者の債権・債権の譲渡	西 村 信 雄編
第 12 巻	債 権 3	474 条~520 条 債権の消滅	磯 村 哲編
第 13 巻	債 権 4	521 条~548 条 契約総則	谷 口 知 平編
第 14 巻	債 権 5	549 条~586 条 贈与・売買・交換	柚 木 馨編
第 15 巻	債 権 6	587 条~622 条 消費貸借・ 使用貸借・質貸借	幾 代 通編
第 16 巻	債 権 7	623 条~666 条 雇傭・請負・委任・寄託	幾 代 通編
第 17 巻	債 権 8	667 条~696 条 組合・特殊の契約	加 藤 一 郎編 録 木 祿 弥編
* 第 18 巻	債 権 9	697 条~708 条 事務管理・不当利得	谷 口 知 平編

第 19 卷	債 権 10	709 条～724 条 不法行為	加 藤 一 郎 編
第 20 卷	親 族 1	725 条～762 条 親族総則・ 婚姻の成立・効果	青 山 道 夫 編
第 21 卷	親 族 2	763 条～771 条 離 婚	島 津 一 郎 編
第22卷のⅠ	親 族 3	772 条～791 条 親 子 (1) 実子	中川善之助編
第22卷のⅡ	親 族 3	792 条～817 条 親 子 (2) 養子	中川善之助編
第 23 卷	親 族 4	818 条～881 条 親権・後見・扶養	於保不二雄編
第 24 卷	相 続 1	882 条～895 条 相続総則・相続人	中川善之助編
第 25 卷	相 続 2	896 条～959 条 相続の効果	谷 口 知 平 編
第 26 卷	相 続 3	960 条～1044 条 遺言・遺留分	中川善之助編

* 別 卷 総 索 引

注 釈 刑 法 全 6 卷

責任編集 団 藤 重 光

第 1 卷	総 則 1	1 条～34 条の 2	序説, 第 1 章～第 6 章
第 2 卷のⅠ	総 則 2	35 条～37 条	第 7 章〔違法性〕
第 2 卷のⅡ	総 則 3	38 条～72 条	第 7 章〔責任〕～第 13 章
第 3 卷	各 則 1	73 条～147 条	罪＝第 1 章～第 15 章
第 4 卷	各 則 2	148 条～198 条	罪＝第 16 章～第 25 章
第 5 卷	各 則 3	199 条～234 条	罪＝第 26 章～第 35 章
第 6 卷	各 則 4	235 条～264 条	罪＝第 36 章～第 40 章

別 卷 総 索 引

補 卷 1	1 条～264 条	(～昭和 46 年 1 月)
補 卷 2	1 条～264 条	(～昭和 49 年 8 月)

有斐閣コンメンタール

注 釈 会 社 法

増補版
全10巻

編集 大森忠夫, 矢沢 惇, 上柳克郎, 鴻 常夫, 竹内昭夫, 谷川 久

- 第 1 巻 会社総則, 合名会社, 合資会社 52 条~164 条
- 第 2 巻 株式会社の設立 165 条~198 条
- 第 3 巻 株 式 199 条~230 条
- 第 4 巻 株式会社の機関 230 条の 2~280 条
〔付〕株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
- 第 5 巻 新 株 の 発 行 280 条の 2~280 条の 18
- 第 6 巻 株式会社の計算 281 条~295 条
〔付〕会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律
株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則
- 第 7 巻 社 債 296 条~341 条の 7
〔付〕担保附社債信託法, 社債等登録法
- 第 8 巻のⅠ 株式会社の定款変更・資本減少・整理 342 条~403 条
- 第 8 巻のⅡ 株式会社の解散・清算, 外国会社, 罰則 404 条~500 条
- 第 9 巻 有 限 会 社 有限会社法 1 条~89 条
- 第 10 巻 総 索 引

矢沢 惇, 上柳克郎, 鴻 常夫, 竹内昭夫, 谷川 久 編集
補 巻 昭和 49 年改正
〔付〕株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

目 次

は し が き

凡

第4章 親 権	1
前注 (§§ 818-837〔親権〕)	(於保不二雄)… 2
第1節 総 則	12
前注 (§§ 818・819〔親権者〕)	(山本正憲)… 13
§ 818〔親権者〕	(同)… 16
§ 819〔離婚の際の親権者の決定・認知した子の親権者〕	(同)… 31
第2節 親権の効力	48
前注 (§§ 820-833〔親権の効力〕)	(明山和夫)… 50
§ 820〔監護教育の権利義務〕	(同)… 58
§ 821〔居所指定権〕	(同)… 88
§ 822〔懲戒権〕	(同)… 92
§ 823〔職業許可権〕	(同)… 97
§§ 824・825〔財産管理権と代表権〕	(中川 淳)…105
§ 826〔親権者と子の利益相反行為〕	(同)…114
§ 827〔親権者の注意義務〕	(同)…127
§§ 828・829〔財産管理の計算〕	(同)…129
§ 830〔第三者が子に与えた財産の管理〕	(同)…134
§ 831〔委任の規定の準用〕	(同)…138
§ 832〔管理に関する親子間の債権の消滅時効〕	(同)…139
§ 833〔子の親権の代行〕	(明山和夫)…143
第3節 親権の喪失	150
前注 (§§ 834-837〔親権の喪失〕)	(太田武男)…150
§ 834〔親権喪失の宣告〕	(同)…157
§ 835〔管理権喪失の宣告〕	(同)…172
§ 836〔失権宣告の取消〕	(同)…177

§ 837〔親権・管理権の辞任と回復〕	(同)	181
---------------------	-------	-----

第5章 後 見190

前注 (§§ 838-876〔後見〕)	(於保不二雄)	192
-----------------------	-----------	-----

第1節 後見の開始201

前注 (§ 838〔後見の開始〕)	(山 本 正 憲)	201
---------------------	-------------	-----

§ 838〔後見開始の原因〕	(同)	202
----------------	-------	-----

第2節 後見の機関219

前注 (§§ 839-846, 848-852〔後见人・後見監督人〕)	(久 貴 忠 彦)	219
---------------------------------------	-------------	-----

第1款 後 見 人230

§ 839〔未成年者の指定後见人〕	(久 貴 忠 彦)	230
-------------------	-------------	-----

§ 840〔禁治産者の法定後见人〕	(同)	237
-------------------	-------	-----

§ 841〔選定後见人〕	(同)	241
--------------	-------	-----

§ 842〔父・母・後见人の後见人選任請求義務〕	(同)	245
--------------------------	-------	-----

§ 843〔後见人の数〕	(同)	248
--------------	-------	-----

§ 844〔後见人の辞任〕	(同)	251
---------------	-------	-----

§ 845〔後见人の解任〕	(同)	254
---------------	-------	-----

§ 846〔後见人の欠格事由〕	(同)	259
-----------------	-------	-----

§ 847〔保佐人・臨時保佐人〕	(宮 井 忠 夫)	265
------------------	-------------	-----

第2款 後見監督人274

§ 848〔指定後見監督人〕	(久 貴 忠 彦)	274
----------------	-------------	-----

§ 849〔選定後見監督人〕	(同)	277
----------------	-------	-----

§ 850〔後見監督人の欠格〕	(同)	280
-----------------	-------	-----

§ 851〔後見監督人の職務〕	(同)	282
-----------------	-------	-----

§ 852〔受任者および後见人の規定の準用〕	(同)	286
------------------------	-------	-----

第3節 後見の事務290

前注 (853-869〔後見の事務〕)	(明 山 和 夫)	290
-----------------------	-------------	-----

§ 853〔財産調査・目録調製〕	(同)	296
------------------	-------	-----

§ 854〔目録調製前の権限〕	(同)	299
-----------------	-------	-----

§ 855〔被後见人に対する後见人の債権債務の申出〕	(同)	302
----------------------------	-------	-----

§ 856〔被後见人の包括財産取得の場合への準用〕	(同)	305
---------------------------	-------	-----

§ 857〔未成年者の身上に関する権利義務〕	（同）	…307
§ 858〔禁治産者の療養看護〕	（同）	…310
§ 859〔財産管理権と代表権〕	（中 川 淳）	…315
§ 860〔後見人と被後見人の利益相反行為〕	（同）	…318
§ 861〔支出金額の予定〕	（同）	…321
§ 862〔後見人の報酬〕	（同）	…323
§ 863〔後見事務の監督〕	（同）	…325
§ 864・865〔法定代理権および同意権の制限〕	（同）	…327
§ 866〔被後見人からの財産等の譲受〕	（同）	…333
§ 867〔未成年者の親権の代行〕	（同）	…335
§ 868〔財産に関する権限のみの後見人〕	（同）	…338
§ 869〔委任および親権の規定の準用〕	（同）	…339

第4節 後見の終了 ……341

前注（§§ 870-876〔後見の終了〕）	（宮 井 忠 夫）	…341
§ 870〔管理の計算〕	（同）	…345
§ 871〔後見監督人の立会〕	（同）	…349
§ 872〔未成年者・後見人間の契約の取消〕	（同）	…351
§ 873〔利息の附加・後見人の金銭消費の責任〕	（同）	…354
§ 874〔委任の規定の準用〕	（同）	…357
§ 875〔後見に関する債権の消滅時効〕	（同）	…359
§ 876〔保佐に関する債権の消滅時効〕	（同）	…362

第6章 扶 養 ……363

前注（§§ 877-881〔扶養〕）	（太 田 武 男）	…367
§ 877〔扶養義務者〕	（明 山 和 夫）	…388
§ 878〔扶養の順位〕	（同）	…394
§ 879〔扶養の程度または方法〕	（同）	…400
§ 880〔扶養関係の変更または取消〕	（同）	…414
§ 881〔扶養請求権の処分の禁止〕	（同）	…418

事 項 索 引